

# 茨城県弁護士会法律 相談センターでの相 談料免除

県内7カ所設置している法律相談センターでの面談相談（要予約）のうち、東北関東大震災に関する相談料を免除します。実施期間は、当面の間とします。

## 「下妻相談センター」

（☎0296(44)2661）

○受付 月曜日から金曜日まで

午前9時から 予約先着順

○相談日時 月曜日のみ

午後1時30分から4時30分

○場所 下妻市商工会館

（下妻市長塚74-1）

## 「守谷相談センター」

（☎029187513349）

○受付 月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時

○相談日時 水曜日のみ

午後1時から4時

○場所 守谷市商工会館

（守谷市本町19）

※水戸・土浦・鹿嶋・日立・龍ヶ崎の他会場については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県弁護士会

☎029122113501

# 冷蔵倉庫（家屋）の評価基準が変更になります

固定資産税評価基準の改正により、非木造家屋経年減点補正率表の「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫）」に改められ、平成24年度の固定資産税から適用されます。

（一）対象となる家屋

- ①家屋の構造が非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、コンクリートブロック造、石造、鉄骨造、軽量鉄骨造）の倉庫
- ②倉庫自体が冷蔵機能を有しているもの（常温倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置しているものは除く）
- ③倉庫内の保管温度が常に10℃以下に保たれているもの
- ④冷蔵倉庫部分の床面積が建物の50%以上のもの

①～④のすべての条件に該当する家屋は「冷蔵倉庫用建物」となり、平成24年度の固定資産税から「一般の倉庫用建物」に比べて評価額が早く減少する計算が適用されます。

家屋の構造	改正前の経過年数		改正後の経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	築45年で0.2まで減価	➡	築26年で0.2まで減価
れんが造、コンクリートブロック造、石造	築40年で0.2まで減価	➡	築24年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	築35年で0.2まで減価	➡	築22年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	築26年で0.2まで減価	➡	築16年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	築18年で0.2まで減価	➡	築13年で0.2まで減価

（二）冷蔵倉庫用家屋に対する経年減点補正率の改正

家屋の評価額算出方法

評価額＝再建築費評点数×  
経年減点補正率

・再建築費評点数 評価対象家屋と同一のものを評価時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費  
・経年減点補正率 家屋の建築後の経過年数に応じて通常生ずる減価を基礎として定めた補正率  
※木造・非木造による構造及び用途によって、減価年数やそれにかかる補正率は異なります。  
※構造・用途に関係なく基準年数経過後の最終減価率は0.2までとされ、以降据置きとなります。  
対象となる「冷蔵倉庫用建物」を所有されている方は町民税務課までご連絡ください。

○お問い合わせ  
税務G（内線251）